

長岡市の歴史文化「7つのものがたり まちなかプロジェクト」実施支援業務
企画提案書提出要請書

1 業務の概要

(1)業務名

長岡市の歴史文化「7つのものがたり まちなかプロジェクト」実施支援業務

(2)業務の目的

本市では、令和4年に『長岡市文化財保存活用地域計画』を作成し、文化庁の認定を受けた。その中で、歴史文化の特徴として「7つのものがたり」をまとめ、これをベースに文化財保存・活用の目指す8つのビジョン、4つの基本方針を示し、さまざまな主体の参画の中で、文化財の着実な調査・研究、保存・活用を進めていくこととしている。

令和5年度には、「7つのものがたり」を楽しく学ぶための啓発用コンテンツである歴史文化ドリル「タケノコ食えスト～タケノコ勇者と長岡京の宝」を作成した。今年度は、このドリルを活用しながら、市の歴史文化を体感できるよう、市内文化財及び関連施設を周遊するイベントを実施する。本イベントを通じて、市民、特に子どもたちのふるさとの愛着を醸成するとともに、市外からの来訪者に向けても市の歴史文化の魅力を発信する。

(3)委託業務内容

主な業務内容は、以下のとおり

ア 周遊イベントオープニング企画（恵解山古墳公園開園10周年記念）の実施

①概要

市民だけでなく、市外からの来訪者が見込まれる観光イベント等と連携し、市内外へ市内文化財の魅力を発信することを目的としたオープニング企画を実施する。

10周年を契機とした、国史跡恵解山古墳のにぎわいを創出する手法及びコンセプト等の設定を提案すること。なお、実施にかかる設置機材等一切については、受託者が用意するものとする。

②開催日時

令和6年11月2日（土）午前10時～午後3時（予定）

③開催場所

国史跡 恵解山古墳（予定）

※②③についてあくまでも予定であり、効果的手法等がある場合は、この限りではない。

イ 周遊イベントの企画及び運営

①概要

市内文化財及び関連施設を巡る、歴史文化ドリル「タケノコ食えスト～タケノコ勇者と長岡京の宝」を活用した周遊イベントを企画・制作し、実施する。

周遊イベントの手法及びコンセプト等の設定は提案によるものとし、小中学生を対象とするが、幅広い年齢層に参加してもらうための工夫を行うこと。

②実施期間

令和6年11月～令和6年12月（予定） ※最低2か月以上は実施すること。

③周遊ポイント

市内5カ所以上を提案すること。

④その他

参加を促すインセンティブとして、周遊イベント参加者が達成した際に進呈する景品は1000個以上用意する。なお、景品の受け渡しは本会議で行うこととする。

ウ 周知・啓発

ア及びイの実施にかかる効果的な広報手段を提案すること。ただし、以下の内容については、必ず制作するものとする。

①チラシのデザイン制作および印刷

部数：2,000部以上

※配布・配架依頼、及び送付は本会議が行う。

※あわせて原稿データを本会議に提出すること。

エ上記に付随する業務

①企画・準備 ②情報収集 ③打ち合わせ会議の実施・記録・報告

④協力者への謝礼及び実費弁償の支払い

※謝礼及び実費弁償の支払いについては、「令和6年度地域文化財総合活用推進事業（地域文化遺産・地域計画等）募集案内に掲載されている単価上限とすること。

(4)企画提案事項

ア 業務に取り組むにあたっての基本方針

イ 会社概要（設立年月日、資本金、従業員数、沿革、当該事業実績など）

ウ 事業体制（主として業務に携わる人物の経歴とこれまでの実績）

エ 周遊イベントの手法、コンセプト及び予算に基づき展開可能な独自アイデアの提案

オ ワークショップを開催する際のアイデア及び手法もしくは今までの実績による提案

カ 本業務を進めるにあたって特に重要と考える視点

(5) 履行期間

契約締結日から令和7年3月28日まで

2 参加資格要件

参加事業者は、次の要件を全て満たしていること

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと

(2) 長岡京市契約規則（昭和47年規則第27号）第3条の規定により、一般競争入札に参加させないことができるものでないこと

(3) 長岡京市契約規則（昭和55年1月16日規則第2号）第5条の規定する競争入札等有資格業者名簿に登録されている者。ただし、長岡京市競争入札有資格者名簿に登録されていないものであっても、様式第3号で示す参加資格要件確認資料を参加表明書に添付することにより、参加することができる。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していないもの
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者であること。ただし、会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者は除く。
- (6) 国税、都道府県民税及び市町村民税を完納していること

3 失格要件

参加表明書を提出してから受託者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当したときは、失格又は審査の対象より除外する。

- (1) 参加資格要件を満たさないこととなったとき
- (2) 長岡京市競争入札等参加資格の停止に関する要綱（平成23年4月1日施行）別表第1又は別表第2に掲げる指名停止事項に該当すると認められるとき
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき
- (4) 一つの参加事業者が複数の提案を行ったとき
- (5) 提案書等の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたとき
- (6) 参加表明書又は提案書等に虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき
- (8) 著しく信義に反する行為があったとき
- (9) その他業務の履行が困難と認められる状態に至ったとき

4 スケジュール

公募期間	令和6年5月20日（月）～令和6年6月13日（木）
質疑の受付	令和6年5月20日（月）～令和6年5月31日（金）
質疑の回答	令和6年6月4日（火）予定
参加表明書の提出期間	令和6年5月20日（月）～令和6年6月13日（木）
企画提案書の提出期間	令和6年6月3日（月）～令和6年6月20日（木）
ヒアリングの実施	令和6年6月24日（月）
特定及び非特定通知	令和6年6月26日（水）発送予定
契約の締結	令和6年6月末予定

5 企画提案書作成上の基本事項

- (1) 企画提案は、長岡京市の歴史文化「7つのものがたり まちなかプロジェクト」実施

支援業務について提案を求めるものであり、成果の一部を求めるものではない。

(2) 企画提案書の作成方法

企画提案書の様式は、任意とする。なお、文字サイズは11ポイント以上とするが

1(4)企画提案事項の内容は具備したものとすること。

(3) 企画提案書の内容に関する留意事項

8(1)「評価基準例」のとおり

(4) 委託契約金額

3,377,000円（取引にかかる消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。

(5) 企画提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は、無効とする。

6 企画提案書等の提出方法

(1) 参加表明書等

ア 参加表明書（様式1号）

イ 業務受託実績書（様式2号）

ウ 参加資格要件確認資料（様式3号）

※令和6年度長岡市競争入札等有資格業者名簿に登録の無い事業者のみ

エ 会社等の事業概要が分かる資料（様式任意）

日時：令和6年6月13日（木）午後5時必着（土曜・日曜・祝祭日を除く。）

部数：各1部

方法：持参又はファクシミリ、郵送、電子メールにより提出すること。

場所：長岡市立図書館3階 文化財保存活用課内 文化財保存活用推進会議事務局

電話：075-954-3557

FAX：075-954-8500

メール：bunkazai@city.nagaokakyo.lg.jp

(2) 企画提案書等

ア 提案書提出届（様式4号）

イ 企画提案書（様式任意）

日時：令和6年6月20日（木）午後5時必着（土曜・日曜・祝祭日を除く。）

部数：アは1部、イは6部

方法：持参又は郵送により提出すること（ファクシミリ又は電子メールによるものは受け付けない。）。

場所：6(1)と同じ。

7 提出要請書の内容についての質疑の受付及び回答

(1) 質疑がある場合は、質疑書（様式第5号）により、令和6年5月31日（金）午後5時までに6(1)の提出場所まで持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール可。

(2) 質疑に対する回答は、令和6年6月4日（火）までにメールで回答する。

8 企画提案書を特定するための評価基準

(1)企画提案書の評価項目及び配点等は、次のとおりである。

〔評価基準〕

長岡市の歴史文化「7つのものがたり まちなかプロジェクト」実施支援業務に係る評価基準

評価項目	評価の着目点	配点
企画提案書全般	業務目的を的確に把握しているか	10
	本事業に必要な知見、専門知識、ノウハウを有しているか	10
	現状の課題及び本市地域について、具体的かつ適切に理解しているか	5
提案・アイデア	文化財保存活用推進会議の要請する内容を満たし、小中学生を中心とした幅広い年齢層に参加してもらうための工夫がなされているか	20
	イベントの手法は啓発用コンテンツ（ドリル）等を活用したものとして企画されているか	10
	イベントは地域とのつながりを意識したものとなっているか	10
	提案・アイデアの実現の可能性はどうか	10
	提案・アイデアに創造性または人を惹きつける魅力が提案書に表現されているか	10
	集客のための広報手段は適切か	5
	業務を安定的に遂行する実施体制を有しているか	5
実施体制	イベント開催に係るスケジュール配分は妥当なものか	5
	参考見積額（3,377,000円税込）	数値化（評価）しない

(2) 審査結果については、書面にて通知する。

9 プレゼンテーション及びヒアリング

(1) 以下のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

ア 実施場所：長岡市立図書館3階 大会議室

イ 実施日：令和6年6月24日（月）

ウ 開始時間：別途通知

エ 時間配分：プレゼンテーションは1者につき20分程度とし、ヒアリングは25分以内とする。

オ 出席者：本業務の予定担当者等とし、1者あたりの出席人数は3名以内とする。

カ その他：スクリーン、プロジェクターは配備しているが、その他プレゼンテーションで使用する機材は準備しておくこと。

(2) プrezentation及びヒアリング時の追加資料は受理しない。ただし、パワーポイント等投影するものについては、その限りではない。

10 業務委託契約に関する事項

(1) 契約の締結

最優秀提案者と業務委託契約に係る詳細内容の協議を行う。ただし、最優秀提案者が下記のいずれかに該当し、業務委託契約ができない場合は、上位の者から順に相手先として再特定を行う。

ア 特定後に参加資格要件及び業務の実績に関する条件を満たさないことが明らかになったとき

イ 見積徴取の結果、契約締結ができなかったとき

ウ 本業務委託契約の締結を辞退したとき

エ その他の理由により本業務委託契約の締結が不可能になったとき

(2) 業務委託の仕様及び条件

ア 本業務の仕様については、仕様書(案)及び企画提案書に記載された内容を尊重し、本会において定める。

イ 提出書類に記載した配置予定担当者は、特別の理由により本会がやむを得ないと認める場合を除き、原則変更できないものとする。

(3) 契約保証金

契約保証金は免除する。

(4) 支払条件

ア 前払金 無

イ 部分払 無

(5) 違約金

見積書が提出され随意契約の相手方として決定した後に、契約を締結しないときは、決定金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

11 その他留意事項

- (1) 手続において使用する言語・通貨及び単位は、日本語・日本円、計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (2) 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルに係る事前説明会は開催しない。
- (4) 提出された企画提案書は返却しない。なお、提出された企画提案書は、企画提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。
- (5) 審査内容や審査経過については、公表しない。
- (6) 参加を辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けることはない。
- (7) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。